

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告
昭和三十一年度に係る土木部の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四百十二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る土木部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤伝一

監査箇所	執行年月日
道路課	昭和三十年十一月二十九日
河道課	同 十一月三十日
砂防課	同
建築課	同

道路課 昭和三十年十一月二十九日監査

監査委員 松本利治

監査概況

一 道路橋梁修繕費の財源措置については特に配慮すべきである。二十九年度における維持修繕費の執行額は一千五百十三万余円で、予算額に対する執行率は五三・六七%である。これを前年度執行額二千五百九十万余円(執行率九〇・五六%)と比較すると三六・八九%の低率となつてゐる。もつとも前年度は財源を臨時道路補修税に依存していたので比較的財源措置は容易であつたが、本年度は当初全額起債(二千八百四十万

円)をもつて予算措置を講じたが、譲与税の新設等により起債は全額不承認となり、一般財源を充当したためその執行は前記の通りであつて勢いこのしわ寄せが各土木出張所監査に指摘した如く七百余万元という巨額な施越工事を行い支払を次年度に繰延べている如く、財政措置に遺憾な点がある。これらの問題は今後は正し根本的財源措置について検討を望む。

二 道路橋梁の整備拡充について一層努力が必要である。本県の国、県道は約一、七三〇科であるが、これに対する当課の二十九年度事業費率を分析してみるとその事業内容からいつて極めて積極性の強い改良の工事率(事務雑費も含む)は六七・七三%で現形復旧或いはこれに類する補修的のものが三二・二七%である。もつとも土木事業費の大部分が国庫支出金に依存している関係特に本年度から揮発油譲与税の一部が道路関係工事費に充当され一般公共事業と合併施行しているが、本県道路の現況は毎年僅少な維持修繕費で、よく、的手段では到底最低限度の整備も期待できないので改良工

事を計画的に実施するよう極力政府に対し要請するよう努力を望む。

三 工事の計画、設計並びに指導監督については一層周到綿密に厳正を期するよう配慮されたい。二十九年度施行工事に対する結果は既に土木出張所監査の際、指摘要望した通り未だ留意改善すべき点が少くない。特に工事の計画或いは設計に当りその調査の周到、工事施行監督或いは検収の徹底、工事施行時期、請負業者の選定等については留意するなど各種工事費の効率的使用に努力が必要である。なお本件については当課に限らず土木部各課の共通の問題であるが、道路関係事業は直接県民に及ぼす影響が大であるので適正かつ効率的な執行運営に万全の措置を講ずるよう関係当局の配慮を望む。

四 屋外広告物の取締について一層強力に実施すべきである。即ち二十九年度における許可申請件数は僅か六十二件(手数料二万四千六百円)であつて現状においては一部の者が申請するといつた状況で等閑視してい

るように思われるので条例の主旨からして徹底的に取締を強化し不断の指導と監視に積極的努力を望む。なお専任職員もなく経費の不足に起因しているがこれらの点についても適切なる措置が必要である。

管 理 課 昭和三十年十一月三十日監査

監査委員 松 本 利 治

監査概況

一 災害工事の早期復旧については、毎年指摘しているところであるが財政事情に制約を受け遅延していることは遺憾である。即ち本年度二億四千六百五十八万余円をもつて、災害復旧事業を施行したのであるがなお二十九年度災害までの残工事が四億五千七百六十余万円の多額に上つている現状であつて、本県の特殊地形その他の事情を考慮の上極力国庫負担金及び起債等を獲得し事業の緊急度並びに経済効果を考慮し格段の配慮をされたい。なお鳥取火災による区画整理事業の中、事業未完成により二千九百八十万円(内家屋移転関係

一千五万円、墓地移転関係八百六十二万円)を三十年度に繰越しているが、同復興事務所の閉鎖期をひかえ早期完成を図るよう適確なる措置を講ずべきである。

二 管下各土木出張所における臨時職員並びに燃料費、修繕費等義務的経費及び需用費の運営につき再検討を要する。即ち本年度末における各出張所の予算外義務負担額は約七百七十余万円あり、各所とも苦慮している実状であり、また事業の不執行(繰越)に伴い臨時職員等の賃金の支払に困難を生じ土木行政の第一線機関として諸事業の運営に支障をきたしている面もある。関係当局はこれら支払義務のものに対しては早期に措置を講ずるとともに常に各所の実態を適確には、あくし出張所の運営に万遺憾なきを期せられたい。

三 請負制度の合理化、工事費の効率化のためには建設業者の経理指導が緊要であるのにかんがみ、本年度より業者の格付実施上の基礎資料として決算書等を提出せしめ諸帳簿等との照合を四地区において実施し、個

人建設業簿記手引等により三地区で講習会を開催しているが経費僅少のため適時調査による実態は、あくに徹底を欠く憾があると認められるので更に積極策を講じ推進を図ることが肝要である。

河 港 課 昭和三十年十一月三十日 監査

監査委員 松 本 利 治

監査概況

一 当課所管にかかる河川港湾の維持、管理及び改修等各種事業に対する本年度予算額は一億七千六百六十万円であるが、財政事情、その他の事由によつて中小河川改良事業四河川、局部改良事業六河川、計十河川の工事の一部工費金三千四百六十余万円を翌年度繰越し、そのほか特別港湾整備に対する起債不承認による執行減三百四十余万円、河床堤防維持修繕工事の振替による三百四十余万円等合計一千三百五十余万円事業抑制を余儀なくし差引一億二千八百余万円執行している。これに対する財源の状況は予算において一百八十万余

円、純県費を見込んだが特定財源の収入済額は一億五千三百余万円に歳出済額に比較し二千四百九十余万円超し、この中繰越財源一千六百五十余万円を留保しても八百三十余万円の県費余剰となつてゐる。

二 工事の施行に対する第一線機関の指導監督は、中間

検査の徹底に重点を置きほとんどすべての箇所につき技術的検査指導を反復していることは結構である。監査の結果土木出張所等第一線機関の技術職員不足に因り工事監督の不徹底検収その他工事事務の適正化の要が指摘され、当局に対して善処方をしばしば強く要望したが、検査の徹底は最も緊要と認めるので引続き一層強力に励行されたい。

三 港湾船舶の維持管理、荷揚場上屋施設の復旧等に關しては、それぞれ出先機関の監査に指摘したが容易に措置されず年々指摘を繰返すことは遺憾につき早急善処されたい。

四 境港における恒久施設整備計画及び港湾管理の問題等は県として重要な事項であつて一課局において処理

できないことがらではあるが、県政総合企画の一環として推進されたい。

五 当課所管の各種工事は県直営施工のものが多く、当課のみでなく全般的な問題ではあるが、直営工事事務処理に關してはいやしくも形式的に陥ることのないよう特に事務指導についても留意されたい。

砂 防 課 昭和三十年十一月三十日 監査

監査委員 松 本 利 治

監査概況

一 本年度通常砂防事業は四一溪流に対し堰堤工三三三床固工二〇、護岸工一三この工費一億三千四百余万円の実施認可を受けて着工したが財政事情等により一部の工事(工費一千七百余万円)を翌年度繰越している。事業の実施に対する主務省との協議連絡は早期且つ適切円滑に行つており結構であるが、本事業の施工は県直営を旨としている点にかんがみ、特に各土木出張所における工事の施工及びこれに対する検査、工事事務

の適正処理等につき一層厳正な監督指導をなすよう留意されたい。

二 本県河川の特殊性からして特に災害防止の見地から砂防事業の推進は従来計画的全面的に実施されつつあるが、現状をもつてしては早期完遂は到底望み難いので、本年度改訂計画の遂行につき県としても財政等の総合的見地から対策を樹て具体的方針を確立すべきであるが、国の計画とも密接な関連があるので主務省との連けを一層密にし、早期遂行を期せられたい。

三 幡郷県営発電事業は昭和二十九年事業剰余金一千六百二十余万円を生じこの中一千四百万円一般会計に繰出しているが、収支内容を検討すると前年度臨時的支出、水車発電機施設費二千万円(保証期間満了による)と本年度補償工事及び水路復旧工事その他備品費等合計五百十九万余円とを差引考慮しても概ね平年度化し順調に運営しているものと認められた。

四 小鹿県営発電建設事業は財源の起債が予定通り認可されなかつたため事業を縮小しているが、仮設工事の

施工、原材料の購入、補償問題特に営林署との連絡調整等準備態勢の整備及び現場職員の充実並びに待遇改善等について遺漏のないよう配慮が肝要と認められた。

建築課 昭和三十年十一月三十日監査

監査委員 松本利治

監査概況

一 建築指導については適切な措置を講じ一層強力で実施されたい。建築基準法施行以来、既に数年経過しているが、未だその主旨の不徹底のため違反建築が跡をたたく本年度県下で百九十件摘発している。確認地域の広汎と業務の性質から常時の建築指導に至難の面があり、現在本庁のほか倉吉、米子各土木出張所に建築駐在職員(技師一、雇傭人一)をそれぞれ配置しているが担当業務量の過大、或いは活動経費等の問題で十分な取締の成果が挙つていないので法の主旨徹底と普及啓蒙に努め万全を期するよう職員配置、予算的措置等についても検討し適切な対策を講じ業務の適正円滑な執行を図らしめることが肝要である。

滑な執行を図らしめることが肝要である。

二 住宅建設促進について一層積極的努力を望む。本年度住宅建設は公営住宅法による県営二十戸、市町村分百七十二戸と住宅金融公庫法に基くもの八十八戸であり逐年建設に努力しているが、未だ県下の住宅不足は極めて深刻なものがあるので、今後の促進について一層配慮されたい。

なお三十年度から財団法人として県住宅公社を設立し金融公庫の融資の対象として本県住宅対策を推進する計画であつたが、設立公社の組織運営に当つては特に慎重を期されたい。

三 県営住宅の維持管理並びに運営について一層留意すべきである。県営住宅は本年度建設分二十戸(倉吉地区)を含め現在六百二十一戸であるが、これが維持管理は管理員三名(建築、倉吉、米子土木出張所長)と入居者の中から管理人十六名を委嘱または任命し管理の万全を期しているが不正入居、無届同居、無届増築等、違反者が相当あり、中には悪質の者もあるよう

あるので管理の強化を図ることが必要である。また家屋貸付料の滞納は無届退居者等もあつて増加しているので貸付料の徴収方法等についても検討し円滑な運営を図るよう留意されたい。

四 営繕工事の施工期間が年度末期に集中するため監督指導に充分手が行届かない実情である。二十九年度中における県営建物の建築営繕工事は五十一件総工費一億一千余万円、このほか他の地方公共団体からの委託工事は十二件、総工費六千八百八十余万円、計六十三件、一億七千九百余万円に上つているが、この中大部分が年度後期に集中しているため工事現場を担当する技術職員は一人平均数箇所を兼持ち現場指導監督は徹底し難い面があるため関係部課は委任工事の財源を極力早期確保し委任時期を早めることに留意すべきである。また業者の選定等についても特に慎重を期すべきである。なお工事現場監督員の監督記録は不十分であるので責任の所在を明確にするため工事個所別監督日誌を作成し励行するよう考究されたい。